

# 竹ん子の会 ニュースレター

みふね  
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第14号



竹ん子の会 会長 吉井博

電話 090-4473-7798

## 住民説明会を行いました

7月20日金曜日、カルチャーセンターの視聴覚室にてこれまでの裁判の経緯について住民のみなさまにお伝えするため、説明会を開催しました。

これまで、6回の口頭弁論がひらかれ、双方の主張を繰り広げてきましたが、その内容をスライドでわかりやすく解説しました。



会場の様子



橋本弁護士による説明

弁護士の先生方3人にもご出席いただき、今後の裁判の流れについても説明していただきました。また、会場からも活発な質問や被告に対する厳しい意見が出ました。

## 第7回口頭弁論予定

日時 平成24年9月28日(金) 16時00分

口頭弁論のあとには弁護士の先生方による説明会も行います。

…大切にしたいこと…



・竹バイオマス問題の真相究明

・「今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。

# 被告(町側)の主張



## ①補助事業

もともと、補助金というものは、公益性のある事業に対してお金をあげるもので、返還の義務はありません。補助金交付を決定するとき、一番大事なのは事業目的に公益性があるかどうかで、事業の存続とか採算性などの審査は本来必要ではありません。

### ここがおかしい！

国が直接会社に交付するのではなく、間に町を通して交付することになっているのは、市町村に指導・監督をしなければいけない義務を課しているからです。事業が頓挫したときには、会社からお金を取り戻さなければならないし、国へ補助金を返還しなければなりません。**補助金交付にあたって、事業の存続や採算性などを町が審査しなければならないのは当たり前ではないでしょうか**



## ②町としての義務

国が補助金の交付を決定したのだから、町は補助金を会社に支出するだけです。ほかに審査等の義務はありません。

### ここがおかしい！

もともとは国の補助金交付事業ですが、会社に補助金を交付するのは町です。町はその事業の指導・監督をする立場にあり、**事業実施にあたり、必要な調査等をする義務があります。必要な義務を果たさなくてよいというのであれば、それは町政放棄ではないでしょうか。現実には、町民の税金から約3億円損失した状態です。**



## ③議会の誤解

国に約3億円を返還したときは、加算金が付く状態ではありませんでした。しかし、議会は加算金が付くと誤解して自主返納の決定をしました。

### ここがおかしい！

国へ約3億円を返還するときの議会において、町長は「加算金が付かないうちに自主返納したい」というような説明をしてきました。しかし裁判の中では「**法的には、国に3億円を返還しなければならない状態ではなかった。加算金が付く状態でもなかった。議会が誤解をした**」という主張をしています。これは、あまりにも議会と町民を侮辱しているのではないのでしょうか。

## 平成24年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

**正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)**

会の口座【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで